

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府県庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁	
0820010	「保幼育士」(仮称)の創設と資格認定試験の一元化	教育職員免許法第16条の2	幼稚園における教職員については幼稚園教諭免許状を有するものでなければなりませんとしています。	「認定子ども園」における児童の保育・養育に携わる委員として、新しい人材「保幼育士」が望まれる。認定試験は、新「保幼育士」に相応しいものとするため現行の幼稚園教諭認定試験及び保育士資格認定試験並びに小論文と違い、知識偏重にならないよう、全人間的な能力・コミュニケーション能力を評価するため小論文を設ける。受験者の便宜を図るため、認定試験は毎日会場での、1回限りの試験とする。「認定子ども園」の成果は父兄に好評ですが、サービス提供側の便宜向上に課題があります。		C	-	幼稚園教諭免許と保育士資格については、満3歳からの子どもの対象に1日に4時間を標準とした教育を行う学校である幼稚園と、保護者の就労等の事情により保育に欠けるからの子どもの対象に1日原則8時間の保育を行う児童福祉施設である保育所という両施設の違いを踏まえたものとなっています。このため、幼稚園教諭免許保有者は、教職の意義及び教員の役割を理解し、適切な教育課程を編成して満3歳からの子どもの保育に当たる能力を有することに力点が置かれているのに対し、保育士資格保有者は、児童福祉、小児医療、保育原理、基礎的な教育原理を幅広く理解し、専門的知識を持って0-2歳児の低年齢児を含む子どもの保育に当たる能力の養成に力点が置かれているのものであって、これらを単純に一元化し、新たな国家資格を創設することは困難です。しかし、今後ともますます、昨年、後継者の子どもに対する幼児教育と保育を一体的に提供する機能を備える施設を認定する「認定子ども園」制度が創設されるなど、幼児連携が進んでいることから、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有の促進を図ります。			社団法人日本ユニバーシティー協議会	10380808	社団法人日本ユニバーシティー協議会	13	東京	文部科学省 厚生労働省
0820020	専修学校(専門学校)に幼稚園教諭養成機関を指定すること	教育職員免許法別表第一備考第3号 教育職員免許法施行規則第27条、第28条第1項	教員には、教科や児童生徒等に関する高い専門的知識や広く豊かな教養などが求められることから、その養成は原則として大学において行うこととしています。	保育士養成施設の指定を受けている専修学校(専門学校)に幼稚園教諭養成機関とすることにより、保育士と幼稚園2種の資格が、2年間で同時に取得できるようにすること。	提案理由 「認定子ども園」等の幼保一元化の流れの中で幼稚園教諭免許および保育士資格両資格を持つ人材が望まれるなど、幼児保育事業に従事する専門職を取り巻く環境が変化している。大学等では、幼稚園教諭免許と保育士資格の同時取得を可能としているが、専門学校には、幼稚園教諭養成機関の指定が、過去行われていたものの現在認められておらず、幼稚園教諭免許を取得できない。そのため、大学等の通信課程を3年間履修することで免許・資格を取得させる専門学校もあるが、北海道にはかかる大学がなく(本州等遠方所在の大学の課程を履修せざるを得ない)、このため学生と2・三回の学費に加え本州で行われるスクーリング・単位認定試験の出費など期間的・経済的負担が大きい。保育士養成施設と幼稚園教諭養成機関の教育プログラムは共通科目が多く、保育士養成施設である専門学校は、保育士養成の実績があることから、幼稚園教諭養成機関として、その必要科目は十分可能である。また、専修学校と短期大学で養成できることにより、より質の高い保育者の育成が可能となる。	F	(平成18年9月15日)構造改革特区推進本部決定(済み)	昭和24年に教員免許制度が創設された際、格段に増加した教育需要に対応するため、専修学校を教員養成機関として指定しましたが、教員養成は基本的に大学において行われてきたことから、昭和56年以降、教員養成機関の指定は行っておりません。また、平成18年7月に中央教育審議会から出された答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」においては、大学における教員養成の必要性を再確認し、当該答申に基づき(改革が推進されたこと)です。新たに指定を行う場合には、従来の判断基準や関連する審議会のこれまでの提言との整合性、他の学校種別の制度(パス等)を考慮し、上で、専修学校を幼稚園の教員養成機関として指定する場合の適切な要件について検討を行うことにも関係方面との協議等が必要ですが、現時点では、これらについて結論等が得られていないこととします。	専修学校を幼稚園の教員養成機関として指定することに関する検討の進捗状況について、今後のスケジュールを具体的に回答されたい。	1040010	学校法人西田学園 学校種別: 法人系1学園	1	北海道	文部科学省		
0820030	幼稚園教諭二種免許交付の緩和	教育職員免許法別表第一備考第3号 教育職員免許法施行規則第27条、第28条第1項	教員には、教科や児童生徒等に関する高い専門的知識や広く豊かな教養などが求められることから、その養成は原則として大学において行うこととしています。	現行の教育職員免許法に規定する幼稚園教諭二種免許の取得については、その施行規則に準じ、要件を満たした場合には、厚生労働省認定保育士養成施設設の専修学校専門課程においても、幼稚園教諭二種免許を取得可能とする。	提案理由：認定子ども園の設置開始に伴い、既存の保育所においても、保育士資格及び幼稚園教諭免許の両方を取得できる保育所が増加しているため、その必要に応じて、幼稚園教諭養成機関に、認定子ども園の設置に必要となる保育士資格を併せて取得できるようにすることが望まれる。また、指導監督する大学を確保することも教育の質を確保することにつながると思われる。	F	(平成18年9月15日)構造改革特区推進本部決定(済み)	昭和24年に教員免許制度が創設された際、格段に増加した教育需要に対応するため、専修学校を教員養成機関として指定しましたが、教員養成は基本的に大学において行われてきたことから、昭和56年以降、教員養成機関の指定は行っておりません。また、平成18年7月に中央教育審議会から出された答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」においては、大学における教員養成の必要性を再確認し、当該答申に基づき(改革が推進されたこと)です。新たに指定を行う場合には、従来の判断基準や関連する審議会のこれまでの提言との整合性、他の学校種別の制度(パス等)を考慮し、上で、専修学校を幼稚園の教員養成機関として指定する場合の適切な要件について検討を行うことにも関係方面との協議等が必要ですが、現時点では、これらについて結論等が得られていないこととします。	専修学校を幼稚園の教員養成機関として指定することに関する検討の進捗状況について、今後のスケジュールを具体的に回答されたい。	1081010	学校法人新潟福祉医療専門学校 (専修学校に幼稚園教諭免許取得可能に)	1	新潟	文部科学省		
0820040	幼稚園教諭養成授業等開設方法の緩和	教育職員免許法別表第一備考第3号 教育職員免許法施行規則第27条、第28条第1項 専修学校設置基準第12条	教員には、教科や児童生徒等に関する高い専門的知識や広く豊かな教養などが求められることから、その養成は原則として大学において行うこととしています。	一定の要件を満たす専修学校に通信教育課程を新設し、その授業方法により「幼稚園教諭二種免許」を取得可能とする。	提案理由：幼稚園教諭の養成は通信教育では、大学、短大及び一部の専修学校で認可を受けているにもかかわらず、通信教育では、大学又は短大のみ養成可能となっている。幼稚園教諭養成機関に、設置基準の準拠により授業方法が規定されており、専修学校で通信教育による幼稚園教諭二種免許の取得が認められていない。幼稚園教諭免許取得過程を設置主体に関らず、統一する必要があると思われる。	F	(平成18年9月15日)構造改革特区推進本部決定(済み)	昭和24年に教員免許制度が創設された際、格段に増加した教育需要に対応するため、専修学校を教員養成機関として指定しましたが、教員養成は基本的に大学において行われてきたことから、昭和56年以降、教員養成機関の指定は行っておりません。また、平成18年7月に中央教育審議会から出された答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」においては、大学における教員養成の必要性を再確認し、当該答申に基づき(改革が推進されたこと)です。新たに指定を行う場合には、従来の判断基準や関連する審議会のこれまでの提言との整合性、他の学校種別の制度(パス等)を考慮し、上で、専修学校を幼稚園の教員養成機関として指定する場合の適切な要件について検討を行うことにも関係方面との協議等が必要ですが、現時点では、これらについて結論等が得られていないこととします。	専修学校設置基準第12条の規定から、高度なメディア等を用いた授業開設方法が可能であることがわかりました。現在、実学・技術教育を主とする専修学校は高校卒業生にとって、大学に次ぐ進学先となっており、専修学校開設に重要な位置を占めています。つきましては、その現実を踏まえ、専修学校設置基準第12条の授業方法の範囲内において、大学・短大と同様に通信教育課程の設置も認めていくこと、幼稚園教諭免許の取得方法を考えたいたしたい。	1081020	学校法人新潟福祉医療専門学校 (専修学校に通信教育課程で保育士の養成可能に)	1	新潟	文部科学省		
0820050	保育士養成授業等開設方法の緩和	専修学校設置基準第12条	専修学校の授業科目の履修にあたっては、課程の終了に必要な総授業時数のうち、4分の3を超えない範囲内で、メディア等を利用した履修が可能とする。	指定保育士養成専修学校において通信教育でも保育士資格を取得できるように授業方法及び教育機会を弾力化多様化することを目的とする。	提案理由：通信教育による保育士養成は、大学、短期大学及び専修学校で行われているが、通信教育での養成は、大学又は短大でのみ養成可能となっている。保育士養成機関に、設置基準の準拠により授業方法が規定されており、専修学校で通信教育による保育士養成の取得が認められていない。保育士養成の取得を確保するために、通信教育による保育士養成の取得方法を考えたいたしたい。	D	-	専修学校は実学、実習などを中心とした職業教育、専門技術教育を行う教育機関であるため、通信制課程は認められていませんが、専修学校における授業科目の履修にあたっては、課程の終了に必要な総授業時数のうち4分の3を超えない範囲で、多様なメディアを高度に利用して履修することが可能となっています。(通信教育での保育士養成の是非については厚生労働省の回答をご確認ください。)		1081030	学校法人新潟福祉医療専門学校 (専修学校に通信教育課程で保育士の養成可能に)	1	新潟	文部科学省 厚生労働省		
0820060	国庫補助を受けた設置した幼稚園、保育所を認定として利用する場合の目的外使用承認手続きの適用除外	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 公立学校施設(幼稚園等)の財産処分取扱いについて(平成15年11月28日15文科初第841号) 公立学校施設整備費補助金(国庫補助)の取扱いについて(平成19年3月28日18文交技第001号)	国庫補助を受けて整備した幼稚園、保育所が認定子ども園として認定を受ける場合、転用等にかかる財産処分の取扱いが必要となりますが、認定子ども園として利用している期間については、「幼稚園教育要領」や「保育所指針」に基づき、教育・養育を一体的に提供する施設であって、新たに認定を受ける施設に付加する機能(認可外保育施設)の転用等にかかる財産処分の目的外使用の承認を要しないこととするべきである。	国庫補助を受けて設置した幼稚園、保育所が認定子ども園として認定を受ける場合、転用等にかかる財産処分の目的外使用の承認が必要となりますが、認定子ども園として利用している期間については、「幼稚園教育要領」や「保育所指針」に基づき、教育・養育を一体的に提供する施設であって、新たに認定を受ける施設に付加する機能(認可外保育施設)の転用等にかかる財産処分の目的外使用の承認を要しないこととするべきである。		D	-	幼稚園を認定子ども園として使用する場合は、保育所指針に基づき、教育、保育を一体的に提供する施設であることから、補助的用途を要しないものではないと考えられる。また、認定子ども園の認定を受けるための申請に際しては、認定子ども園の認定の有無にかかわらず、国庫補助事業終了後10年を経過し、同一地方公共団体における共同利用に供する施設への転用の場合は、文部科学大臣への届け出(報告事項)のみとし、承認手続きを不要としているところである。	認定子ども園は、「幼稚園教育要領」や「保育所指針」に基づき、教育、保育を一体的に提供する施設であることから、補助的用途を要しないものではないと考えられる。また、認定子ども園の認定を受けるための申請に際しては、認定子ども園の認定の有無にかかわらず、国庫補助事業終了後10年を経過し、同一地方公共団体における共同利用に供する施設への転用の場合は、文部科学大臣への届け出(報告事項)のみとし、承認手続きを不要としているところである。	1124010	兵庫県	28	兵庫	文部科学省 厚生労働省		

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府県庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
0820070	小学校の漢字教育における教育課程の弾力的運用	学校教育法施行規則第25条 小学校学習指導要領	小学校学習指導要領上、「学年ごとに相当している漢字は、児童の学習負担に配慮しつつ、必要に応じて当該学年以前の学年又は当該学年以降の学年において指導することもできること。」とされていること。	学年別漢字配当表を超えた漢字学習を可能とするため、現行の学校教育法施行規則で規定する教育課程の基準(学年別漢字配当表)を緩和する。	(現状) 現在、小中学校の総合的な学習の時間内で、故白川静先生が研究した漢字の系統立てた漢字指導を実施している。 (提案理由) 一歩行の学校教育法施行規則で規定する教育課程の基準(学年別漢字配当表)を緩和し、学年ごとに学習することが定められている学年別漢字配当表を弾力的に運用して、系統立てた漢字教育を可能とする。 (代替措置) 各学年末等に漢字テストを実施し、漢字の習熟度が低い児童・生徒に対し、別途、個別学習を実施する。	D	-	ご提案有關でございます。現在、小学校における漢字の指導については学習指導要領において以下のように示されています。 小学校学習指導要領 第2章 各教科 第1節 国語 第3 指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱い ①漢字の指導については、第2の項に定めるほか、次のとおり取り扱うこと。 ア 学年ごとに相当されている漢字は、児童の学習負担に配慮しつつ、必要に応じて、当該学年以前の学年又は当該学年以後の学年において指導することもできること。 イ 当該学年より後の学年に相当されている漢字及びそれ以外の漢字を必要に応じて提示する場合は、振り仮名を付けるなど、児童の学習負担が過度にならないよう配慮すること。 ウ 漢字の指導においては、学年別漢字配当表に示す漢字の字体を標準とすること。 すなわち、ご提案の学年別漢字配当表の弾力的運用は、児童の学習負担に配慮しつつ実施されるならば現行制度下においても実現可能です。		提案した内容は、現行の制度下でも実現が可能な回答であったが、今後、本県が漢字学習教育を具体的に実施するために、以下の点について可能かどうかを確認する。 学年別漢字配当表を組み替え、独自の漢字配当表を作成し指導すること。 組み替えた漢字配当表より指導した漢字の読み、書きについて評価の対象とする。 児童の過重負担にならない範囲において、学年別漢字配当表に記載のある教育漢字に、例えば常用漢字(例「海舟」の「舟」)などを追加し指導し、評価の対象とすること。	1 7 8 0 1 0	福井県	18 福井県	文部科学省	
0820080	学校設置主体の弾力化	学校教育法第2条第9条 構造改革特別区域法第13条	学校教育法上、学校は国、地方公共団体、学校法人のみが設置できるとされていることですが、構造改革特別区域の認定を受ければ、不登校児童生徒やLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥/多動性障害)を対象とする場合に限り、NPO法人でも学校設置(高校以下)が認められています。	NPO法人による学校設置。 子どもを教育めぐり、公立学校をはじめ各方面で様々な試みがなされている。各種NPO法人の中にも、教育の分野にその実践的経験を活用し、独自の関わりを持っている事例も多々ある。新たな進路を開くために、未来の地球、人類をみつめた教育理念実現への意欲と方法論を持つNPO法人も一翼を担えるものと考え、学校設置の道を求めるものである。	想定しているのは小規模な全日制の義務教育機関で、国が定める教育内容を継承しつつ、設置主体がこれまで培ってきた経験、手法、人的ネットワークを生かした教育を実施したいと考える。対象を特定したり、特殊な人材育成を目指すものではなく、人として、また、21世紀を生きる人材としての、世界人際を育みたくて人間的に主眼を置く。教育分野において短期間で経済的効果は測れないものがあるが、教育の形と手法の新しい選択肢を世に示すことで、既存の制度に制約や影響を与えないという点では、社会的に有効な存在意義は発揮できる。相乗・補完的役割の発揮を期待。一過性のものではなく、じっくりと日常生活に根ざした形で取り、自ずと地域の活性化にも貢献できると考える。 現在、佐賀県内の小中学校では積極的に行っている試みがなされているもの、既成の枠組みの範疇を超えることは容易ではないと思われる。幸い、地域に根ざした教育への関心が高く、豊かである今後を見据えた人材教育を積極的に行うことを行ってほしい。今、ひとつの新しい選択肢をつくる好機だと捉えている。生物学的教育観を軸に、国際・環境、いのち、日本文化、農業、コミュニケーション、外国語などの要素を統合的に、一過性のものではなく、じっくりと日常生活に根ざした形で取り組むためには、全日制学校という形が必要である。 NPO法人が、財政面、人材面において、活動を支援してくれる個人や団体、また、関係諸機関との協働を通じて、小規模で実現可能な学校モデルを構築することは十分可能だと考える。	D	-	構造改革特別区域法第13条に基づき、不登校児童生徒等を対象にNPO法人が学校を設置することも可能となります。ご不明な点は何なりとお問い合わせください。		特定非営利活動法人 夢の学校をつくる会	1 0 9 7 0 1 0	41 佐賀県	文部科学省		
0820090	外国人就学生の入学資格及び入学定員の上限の緩和	学校教育法第82条の3第3項 学校教育法施行規則第77条の5	専修学校専門課程は、高等学若しくはこれに準ずる学校等を卒業し、又はこれに準ずる学力があると認められた者に対して教育を行います。	医療・介護従事者は慢性的な不足状態にあり、高齢化社会を懸念される我が国において、その従事者の数、質の低下は危惧される問題である。外務省、厚生労働省が連携し、フィリピン人介護士受け入れを行ったための計画が進められているが、諸問題が生じている状況がある。現在、卒業後では株式会社による介護士及び看護師の養成学校設立は認められていないが、今後受け入れられる外国人の医療・介護従事者における日本語の理解、技術取得、定着のためのには社会性をもち専門知識豊かな人材が必要であり、外国人留学生に対し柔軟に対応できる点において民間企業による専修学校の設立推進型の検討が必要であると考えます。またその人材を確保でき、現行と教育制度の異なる国における就学者に対しては、同等の学力等が認められれば、入学を可能とし、学習意欲の高い外国人に対して門戸を広げ、医療・介護従事者を養成したいと考えます。また日本人学生に対しては多様な学修環境を提供し、社会性を身に付けることでも、国際化に貢献でき、医療・介護における発展途上国において指導的役割を担うことのできる人材育成につながるかと考えます。	医療・介護従事者は慢性的な不足状態にあり、高齢化社会を懸念される我が国において、その従事者の数、質の低下は危惧される問題である。外務省、厚生労働省が連携し、フィリピン人介護士受け入れを行ったための計画が進められているが、諸問題が生じている状況がある。現在、卒業後では株式会社による介護士及び看護師の養成学校設立は認められていないが、今後受け入れられる外国人の医療・介護従事者における日本語の理解、技術取得、定着のためのには社会性をもち専門知識豊かな人材が必要であり、外国人留学生に対し柔軟に対応できる点において民間企業による専修学校の設立推進型の検討が必要であると考えます。またその人材を確保でき、現行と教育制度の異なる国における就学者に対しては、同等の学力等が認められれば、入学を可能とし、学習意欲の高い外国人に対して門戸を広げ、医療・介護従事者を養成したいと考えます。また日本人学生に対しては多様な学修環境を提供し、社会性を身に付けることでも、国際化に貢献でき、医療・介護における発展途上国において指導的役割を担うことのできる人材育成につながるかと考えます。	D	-	専修学校専門課程の入学資格については、学校教育法において高等学校若しくはこれに準ずる学校等を卒業した者又はこれに準ずる学力があると認められた者とされていることですが、学校教育法施行規則第77条の5の第3項において、「専修学校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められた者、十八歳に達したものの、も入学可能となります。また、専修学校への受け入れにあたっては、完全に教育課程を行う観点から、入学定員等は適切なものとする必要がありますが、留学生及び就学生に係る入学可者数については、設置する予定での学科の入学定員を合算した数の2分の1までとされていることですが、したがって、ご提案は現行の制度でご対応いただけるものと考えます。		1 0 7 5 0 3 2	ウェルコンサル株式会社	29 奈良県	文部科学省 厚生労働省		
0820100	IT技術者など高度外国人材活用のため就労準備研修ができる在留資格の創設又は要件緩和	専修学校設置基準第14条	専修学校においては、修業年限が1年未満の科目専修生として授業科目を履修することが可能です。	[実施内容] 日本滞在経験が無い高度外国人材が日本企業で円滑に就労できるよう、生活体験をしながら、半年程度、日本社会に習熟し、日本企業に適合させる就労準備研修を行なう。 [内容] 人材派遣、人材紹介、人材開発等の事業者が実施する日本社会・日本企業適応のための半年程度の研修を受講する場合の在留資格「特定(就労準備)研修」の創設 専修学校専門課程の修業年限規制(現行1年以上)を緩和し、就業準備に限定した修業年限1年未満の教育課程を認め、同課程に入学できるようにする。	人材派遣会社等は、顧客企業の需要に応じ、本国で研修した外国人技術者の派遣事業を実施しているが、就業前の日本社会適応期間に対応する在留資格が無い。結果昨日まで本国、明日から日本の職种となり、トラブルや職種の要因となっている。就労準備研修による円滑な適応。定着志向は、人材確保の日本企業、キャリアパスを両立。本人の双方にとって有益であり、当該研修のための在留資格の創設が必要である。参考とすべきにも、専修学校や大学が、文科省と産産省からの受託事業として行う「留学型実務研修支援事業」があり、外国人技術者向けの研修においてもうた経験を活かし、高等教職課程にも活用可能と定めている。しかし、修業年限が短い専修学校専門課程で現行1年以上という修業年限規定があり、これを研修内容に則した形で1年未満の修業年限も可能とする必要がある。ヒヤンにすれば「専修学校」のほか、「人材派遣業」「人材紹介開発業」「各種学校」の参入も想定され、専修学校が参入する際の「留学」在留資格要件緩和と、その他の事業者が参入する際の「新たな在留資格の創設」の双方から検討していただく必要がある。	D	-	[内容]のご提案について、専修学校の修業年限については、青少年に対し、職業・技術教育を行い相当の効果を挙げるためには少なくとも一年以上でなければ十分な教育成果を挙げ得ないことから、一年を最低修業年限と定めます。なお、専修学校においては、修業年限が一年未満の科目専修生として又は複数の授業科目を履修することが可能となっていますが、その科目専修生に対して在留資格を与えるか否かについては、別途、担当省庁における判断が必要となります。		1 0 7 1 7 0	福岡アジアゲートウェイ構想	福岡市	40 福岡県	警察庁 法務省 文部科学省 厚生労働省	
0820110	私立学校法の特別第二十条に看護専門学校を加える	学校教育法第82条の8	専修学校の設置認可が所轄庁である都道府県知事が行います。	事業の実施内容 に学校法人看護専門学校を設立する 私立学校法の特別第二十条に看護専門学校を加えることにより、公共団体等と連携及び協力により、実地に地元で就労する看護者を養成すること、地域と連携、超高齢化に因襲している に活力と元気を与えることとなる 今後地元公共団体等と早急に協議を進める 提案理由 が廃止となって久しいが、更に本年3月25日M6、9震度6強 半島地震の災害は、遠縁、高齢社会に波及し、大きな衝撃を与えた に地方に根ざした地方に役立つ看護師の育成を図り、看護師不足に対応し地方の健全な振興に寄与する。 石川県第5次医療計画(H.19.4.1計画策定及び公示)の中で、今後特ににおける看護職員不足が懸念されると明記されている の看護学校を卒業しても には戻らないので、このままでは病院の存続が危ぶまれる 地元の看護専門学校を、地元で就職することで若者が定住し、結婚、出産、により遠縁からの脱却にも貢献できる以上の理由から の看護専門学校の設立が急務となっている	事業の実施内容 に学校法人看護専門学校を設立する 私立学校法の特別第二十条に看護専門学校を加えることにより、公共団体等と連携及び協力により、実地に地元で就労する看護者を養成すること、地域と連携、超高齢化に因襲している に活力と元気を与えることとなる 今後地元公共団体等と早急に協議を進める 提案理由 が廃止となって久しいが、更に本年3月25日M6、9震度6強 半島地震の災害は、遠縁、高齢社会に波及し、大きな衝撃を与えた に地方に根ざした地方に役立つ看護師の育成を図り、看護師不足に対応し地方の健全な振興に寄与する。 石川県第5次医療計画(H.19.4.1計画策定及び公示)の中で、今後特ににおける看護職員不足が懸念されると明記されている の看護学校を卒業しても には戻らないので、このままでは病院の存続が危ぶまれる 地元の看護専門学校を、地元で就職することで若者が定住し、結婚、出産、により遠縁からの脱却にも貢献できる以上の理由から の看護専門学校の設立が急務となっている	D	-	ご提案の「公共団体等と連携協力」の具体的な内容が不明ですが、専門学校において地方公共団体と一定の連携協力を行うことは現行制度上でも可能です。専門学校の設置認可については、所轄庁である県が行うことになっておりますので、ご提案の専門学校の設置については、まず県とご相談ください。		高等学校・幼稚園には、「協立学校法人」の設立に係る寄付行為の認可にあたり、都道府県知事において、資産要件の審査を要しない特別措置があるが、過疎や高齢化社会で特別している地域に必要としている看護者を養成する看護専門学校を本特別措置の対象として加えてもらいたい。地方公共団体は話し合いを促しているが、看護専門学校を公私協立学校設置事業の対象とすることで、地域に根ざした地域に役立つ看護師の育成を図ることができ、看護師不足に対応し、地域の健全な振興に寄与するものと考えます。	1 1 8 5 0 1 0	個人	17 石川県	文部科学省	







管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
0820210	国立大学法人の所有する不動産の活用事業	国立大学法人法第22条第1項	国立大学法人の所有する土地、建物等の不動産の活用については、国立大学法人法第22条第1項に規定する業務の範囲内にあることが必要です。	現行制度においては、国立大学が保有する土地、建物等については、当該国立大学法人の業務の範囲内であって、かつ当該建物又は土地の本来の用途若しくは目的を妨げない範囲内においてのみ貸付や譲渡などの運用が行われ、用途が限られているため、建物の一部を民間収益施設として活用することや研究施設等の建設等に当たっては民間資金等を活用して民間収益施設を合築することは認められていない。しかし、地域に密着した間接的・大学・大学の自由な活動という観点からすると、これは妥当とは言えない。そこで、まず、教育や研究施設等であった民間事業者等に対する空きスペース等の賃貸等の実施、民間資金を活用した校舎等の立替及び新たな研究施設等の整備における民間収益施設の合築等の収益事業の用に供することもできるように、業務の範囲を拡大する。	国立大学法人の所有する土地、建物等の不動産の活用については、国立大学法人法第22条第1項に規定する業務の範囲内にあることが必要です。	D		国立大学法人の所有する土地、建物等の不動産の活用については、法人化の際、既に教育研究に利用している資産及び将来的に利用計画のある資産として国から出資されたことや、国立大学法人の運営費が公費に充てられていることも踏まえ、国立大学法人法第22条第1項の業務の範囲内である必要があります。ご提案の民間収益施設の具体的な内容が明確ではありませんが、産学連携に資するため、国立大学法人が所有する土地、建物等を、当該国立大学法人と連携して研究を行う民間事業者等に貸付することや、民間資金を活用して産学連携施設を建設することは、現行制度でも可能になっています。		当方の提案の趣旨は、国立大学法人が出資した民間事業者等への利用頻度の低い大学施設の賃貸及び、広による研究施設等の整備において、いわゆるオフィスビル、オフィススペース等の民間収益施設を合築しこれを一時的に民間事業者等へ賃貸することを可能とするところである。費省の観点では、現行制度においても対応が可能であることである。及びについては、法第22条第1項の業務の範囲を超えるものである可能性があることから、特例措置の提案を行っているものである。この趣旨を踏まえて検討及び回答をさせていただきます。	国立大学法人と連携して民間事業者等へ賃貸することや、民間資金を活用して産学連携施設を建設することは、現行制度でも可能になっています。	1 0 6 0 4 0	(株)三井物産戦略研究所	13 東京都	文部科学省
0820220	ボランティア活動による大学の単位取得	大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第21条、第25条	大学設置基準において、授業は、講義、演習、実験、実習、若しくは実技のいずれかにり又はこれらとの併用により行われるものとされている。また実習については時間間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とするとされています。	大学の科目に「地域教育」を作り、通年で地域の学校授業への関わり(主に公立小学校を対象とする)と、その活動報告により単位を認定する。主目的は以下の4点である。教員を指導する学生がこのボランティアに参加することにより、大学の授業の質を向上させること、より社会的な責任を有する学生ボランティアの若い力により、地域教育を充実・充実させる。授業内容の多様化により、小中学校の教育の質を向上させる。ボランティアがより身近にある社会を創出する。	大学の科目に「地域教育」を作り、通年で地域の学校授業への関わり(主に公立小学校を対象とする)と、その活動報告により単位を認定する。主目的は以下の4点である。教員を指導する学生がこのボランティアに参加することにより、大学の授業の質を向上させること、より社会的な責任を有する学生ボランティアの若い力により、地域教育を充実・充実させる。授業内容の多様化により、小中学校の教育の質を向上させる。ボランティアがより身近にある社会を創出する。	D	-	大学が他の機関と連携してボランティア活動を取り入れた授業科目を開講することは可能であり、平成17年度においては275名が連携してボランティア活動を行った。なお、実施にあたっては、授業の内容、方法、実施計画、成績評価基準及び当該教育施設等との役割分担等の必要な事項を協議に定めている。大学の授業担当教員の各授業時間ごとの指導計画の下に実施されている。大学の授業担当教員が当該授業の実施状況を十分に把握している。大学の授業担当教員による成績評価が行われる。などにより、当該大学の授業として適切に位置付けられて行われることが必要と考えます。			1 0 5 5 0 3 0	(株)パンシャドーキーネット	13 東京都	文部科学省	
0820230	医学部入学生定員要件の緩和		・閣議決定(「今後における行政改革の具体化の方策について」(昭和57年9月)、「財政構造改革の推進について」(平成9年6月)) ・「医師の需給に関する検討会報告書」(平成18年7月28日 医師の需給に関する検討会) ・総務・財務・文部科学・厚生労働の4大臣による合意(平成18年9月) ・新医師確保総合対策(平成18年8月31日 地域医療に関する関係府庁連絡会議) ・緊急医師確保対策(平成19年5月31日 政府・与党)	(実施内容) 県が養成できるへき地医療従事者を義務づける医師については、現定員とは別枠の定員とすることにより、へき地における医師不足の解消を目指す。具体的には、県立大学医学部等において、大学が入学を許した者に対し、県内のへき地における医療従事者を前倒しした修学資金の貸与を行い、大学卒業後、県の指定する医療機関で一定期間勤務すれば修学資金返還を免除することとし、その対象者については、大学の定員を増やすことにより対応する。なお、本県の2次保健医療圏では、北相模、西相模、但馬、丹波、淡路地域が当該基準を満たすこととなり、増員した医師は当該圏内の医療機関へ派遣する。(提案理由) 平成16年の人口100万人当たりの医学部定員は全国平均59.7人に対して本県は35.8人(全国41位)と、本県のように県域が広く、都市部とへき地が混在している県においては、現行の国の基準では大学の定員増は認められず、本県における医師不足を解消することができないため。	大学の科目に「地域教育」を作り、通年で地域の学校授業への関わり(主に公立小学校を対象とする)と、その活動報告により単位を認定する。主目的は以下の4点である。教員を指導する学生がこのボランティアに参加することにより、大学の授業の質を向上させること、より社会的な責任を有する学生ボランティアの若い力により、地域教育を充実・充実させる。授業内容の多様化により、小中学校の教育の質を向上させる。ボランティアがより身近にある社会を創出する。	C	-	医学部の定員の扱いについては、厚生労働省における医師需給の考え方を十分に踏まえることが必要と考えられますが、本年8月に政府・与党で取りまとめられた「緊急医師確保対策」においては、地域や特定の診療科で医師が不足している現状に対応し、奨学金を活用して都道府県が定める地域や診療科に確実に医師が配置できるように医師養成数の緊急臨時的な増加等が掲げられています。現在、具体的内容について関係府庁で検討しているところです。		既に本県では医療対策協議会の積極的活用や、一定期間地元医療機関で医療に従事することを条件とする奨学金を活用し入学者数等の対応を講じ、県内における医師の偏在の解消に努めているところである。医師の需給に関する検討会報告書、平成18年7月28日では、「人口に比して医学部入学生が少ないうえに未だ医師が不足している県の大学医学部に対して、定員の増設的な調整を検討する必要があります」とされているところであり、その内容を反映した形での提案の実現を図っていただきたい。	1 1 2 4 0 3 0	兵庫県	28 兵庫県	文部科学省 厚生労働省	
0820240	医学部入学生定員要件の緩和		・閣議決定(「今後における行政改革の具体化の方策について」(昭和57年9月)、「財政構造改革の推進について」(平成9年6月)) ・「医師の需給に関する検討会報告書」(平成18年7月28日 医師の需給に関する検討会) ・総務・財務・文部科学・厚生労働の4大臣による合意(平成18年9月) ・新医師確保総合対策(平成18年8月31日 地域医療に関する関係府庁連絡会議) ・緊急医師確保対策(平成19年5月31日 政府・与党)	(実施内容) 県が養成できるへき地医療従事者を義務づける医師については、現定員とは別枠の定員とすることにより、へき地における医師不足の解消を目指す。具体的には、県立大学医学部等において、大学が入学を許した者に対し、県内のへき地における医療従事者を前倒しした修学資金の貸与を行い、大学卒業後、県の指定する医療機関で一定期間勤務すれば修学資金返還を免除することとし、その対象者については、大学の定員を増やすことにより対応する。なお、本県の2次保健医療圏では、北相模、西相模、但馬、丹波、淡路地域が当該基準を満たすこととなり、増員した医師は当該圏内の医療機関へ派遣する。(提案理由) 本県のように県域が広く、都市部とへき地が混在している県においては、現行の国の基準では大学の定員増は認められず、本県における医師不足を解消することができないため。	大学の科目に「地域教育」を作り、通年で地域の学校授業への関わり(主に公立小学校を対象とする)と、その活動報告により単位を認定する。主目的は以下の4点である。教員を指導する学生がこのボランティアに参加することにより、大学の授業の質を向上させること、より社会的な責任を有する学生ボランティアの若い力により、地域教育を充実・充実させる。授業内容の多様化により、小中学校の教育の質を向上させる。ボランティアがより身近にある社会を創出する。	C	-	医学部の定員の扱いについては、厚生労働省における医師需給の考え方を十分に踏まえることが必要と考えられますが、本年8月に政府・与党で取りまとめられた「緊急医師確保対策」においては、地域や特定の診療科で医師が不足している現状に対応し、奨学金を活用して都道府県が定める地域や診療科に確実に医師が配置できるように医師養成数の緊急臨時的な増加等が掲げられています。現在、具体的内容について関係府庁で検討しているところです。		既に本県では医療対策協議会の積極的活用や、一定期間地元医療機関で医療に従事することを条件とする奨学金を活用し入学者数等の対応を講じ、県内における医師の偏在の解消に努めているところである。医師の需給に関する検討会報告書、平成18年7月28日では、「人口に比して医学部入学生が少ないうえに未だ医師が不足している県の大学医学部に対して、定員の増設的な調整を検討する必要があります」とされているところであり、その内容を反映した形での提案の実現を図っていただきたい。	1 1 2 4 0 3 0	兵庫県	28 兵庫県	文部科学省 厚生労働省	
0820250	学校給食調理業務で食料発注権を民間給食企業へ	文部省通知「学校給食業務の合理化について」(昭和49年)	学校給食業務の運営については、文部省通知「学校給食業務の合理化について」において、学校給食の実施者である各地方公共団体の教育委員会等が、地域の実情に応じた適切な方法により、各地方の合理化を推進する。各都道府県教育委員会を通じて指導しています。	民間給食企業は食材については深い知見を蓄くんでおり、トータルでの備えと安心・安全を確保した食材を提供している。しかし、学校給食調理業務の民間委託が認められているものの「食料は市町村が支給」と委託に規定されており、業務が調理にだけ限定されて食材の発注を行えない。食料発注権が民間企業に委ねられるよう文部科学省の適切な措置をお願いしたい。又、新鮮でかつ低コストの食材を提供することによって市町村、保護者の費用負担の軽減に貢献できる。調理効率の向上は進んでいるが、諸連絡の食材部品の効率化は手付かずである。例えば、東京都練馬区で民間委託により調理業務の約的負担が4年間で9.0億円削減された。現在、食料材は又次の負担であるが、民間への発注権移譲が実施されれば、現在の1億2,200万の食料材購入費が2億円削減され、全国小学校だけで1億6,000億円減と予想される。	民間給食企業は食材については深い知見を蓄くんでおり、トータルでの備えと安心・安全を確保した食材を提供している。しかし、学校給食調理業務の民間委託が認められているものの「食料は市町村が支給」と委託に規定されており、業務が調理にだけ限定されて食材の発注を行えない。食料発注権が民間企業に委ねられるよう文部科学省の適切な措置をお願いしたい。又、新鮮でかつ低コストの食材を提供することによって市町村、保護者の費用負担の軽減に貢献できる。調理効率の向上は進んでいるが、諸連絡の食材部品の効率化は手付かずである。例えば、東京都練馬区で民間委託により調理業務の約的負担が4年間で9.0億円削減された。現在、食料材は又次の負担であるが、民間への発注権移譲が実施されれば、現在の1億2,200万の食料材購入費が2億円削減され、全国小学校だけで1億6,000億円減と予想される。	C	可	民間企業に食料発注権を委託するか否かについては、学校給食の実施者である各地方公共団体の教育委員会等が、地域の実情に応じた適切な方法により、各地方の合理化を推進する。各都道府県教育委員会を通じて指導しています。		学校給食の実施者の意向を十分に反映できるような管理体制を設けられれば、給食業務の委託先の民間企業において食材を発注することが現行制度でも可能であることにより、再度回答させていただきます。	1 0 3 8 0 1 0	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	13 東京都	文部科学省	

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
0820260	国庫補助金を受けて整備された公立学校の廃校者の財産処分弾力化	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律	〔財産の処分の制限〕第22条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省庁長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、質し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りではない。	国庫補助事業完了後10年以上経過した廃校を取り壊し、特別養護老人ホーム(特養)等の公共用施設の整備を行うとする社会福祉法人(建設や運営に対して地方公共団体が補助を行うものに限る)に対してその土地を地方公共団体が無償で買付けた場合は、廃校校舎に係る国庫補助相当額の国庫納付を免除する。	【背景】横浜市では、平成22年度までの5年間に特養4500床の新規整備目標を掲げて取組みを進めています。市街化調整区域への立地が著しく地域の緑が減少し続けています。一方、市街化区域の公立学校は児童数の減少により統廃合が進み遊休資産化しており、安全管理上の問題も抱えています。これらの政策課題を同時に解決するために廃校への特養整備を検討していますが、利用者により取り回しを確保するユニットケアを実現するためには校舎の再活用が構造上困難で、校舎の取り壊しを前提とせざるを得ません。 【提案理由】文部科学省の通知では、廃校の財産処分にあたり、「国庫補助事業完了後10年以上経過し、公共用施設の整備のためやむを得ず取り壊しが必要となった建物等の取り壊し及び廃棄」の場合は国庫納付を免除するとしています。「公共用施設」の解釈は、地方自治法に規定された「公の施設」であって、施設の設置主体は地方公共団体であることを要件とし、社会福祉法人が設置主体の場合には認められません。しかし、当該社会福祉法人を地域再生計画に位置づけ、さらに土地の無償貸付を条件とすれば、主体の公共性を市が責任を持って示すこととなります。従って、公共用施設の解釈は設置主体(公民か)ではなく事業(施設の設置目的)で公共性を判断するよう、財産処分の一部の弾力化を提案します。国庫補助金相当額の国庫納付が廃棄となり、公立学校の廃校活用が思うように進展せず、結果として廃校のまま年月を経過させることも選択肢として考慮せざるを得ないのが実状のため、対応をお願いします。	C	-	地方公共団体が国の補助を受けて整備した公立学校施設については、補助金等の経済的価値が残存する限り、当該地方公共団体は学校施設として使用し補助目的を達成することが求められ、他の用途へ転用する際は文部科学大臣の承認を受けた上で、原則として補助金相当額の国庫納付金を納付することとなっています。一方、近年、少子化に伴い、やむを得ず廃校された校舎や余剰教室の数が増加する中で、これらの遊休施設の利用が求められており、既存施設の有効活用を推進する観点から、廃校施設等の活用にあたっては、国庫補助の適正な執行に反しない範囲で国庫納付金を免除するなど可能な限り支援しているところです。しかし、ご提案にたいように新たな施設を建設するための取壊しについては、学校施設整備のために投入された補助効果を減失することとなるため、国庫補助の適正な執行の観点から、慎重な審査を要するものと考えます。また、新たな施設整備のための国庫補助を受けた施設の取壊しを地域再生計画の支援措置として拡大することは、補助対象財産を有効に活用した地域再生を支援するために転用手段を弾力化するという地域再生策本方針の観点から望まれないものと考えます。従いまして、新たな施設整備のための取壊しについて、一律に国庫納付金を不要とすることは困難であると考えます。なお、個別具体の財産処分手続については、何かアドバイスができることがあるかもしれませんが、何なりとご相談ください。		右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答された。		1 6 4 0 2 0	横浜市	14 神奈川県	文部科学省
0820270	障害者、地域、企業のコミュニティの確立の為に空き教室の有効活用	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律	〔財産の処分の制限〕第22条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省庁長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、質し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りではない。	学校施設を学校教育以外の施設に転用する場合には「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の規定により、地方公共団体が、文部科学大臣の承認後国庫補助相当額を、国に納付する転用手続きが必要とされており、手続きの簡素化を望む。	【提案理由】障害者として、少子化、学校の統廃合により学校施設に空きが見られる状況。障害者自立支援法により余剰施設の利用を推進している現状のなか、障害者の活動の場として、地域に密着した活動の場として学校施設は利用しやすい場所であると考え。【内容】自治体の仕事、地域の企業の仕事を集約し、余剰教室を利用して作業に従事する事により、地域に密着した雇用が創出できる。【効果】障害者の運動の便り性 保護者の距離の近さ 地域の企業の雇用率確保	D	-	地方公共団体が国の補助を受けて整備した公立学校施設を補助目的以外に使用する場合は、公共用又は公用施設として利用すること、補助事業完了後10年超える期間を経過していること、無償による処分であることなどの条件を全て満たせば補助金相当額の国庫納付金の納付が不要となります。また、地域再生の観点からは特に、国庫補助事業完了後10年超える期間を経過していないもの、民間事業者が活用するものであっても国庫納付金を免除できるように制度を緩和しているところです。公立学校施設は、その学校の設置者である地方公共団体の所有する財産ですので、その財産がどのように活用されるかは、一義的には当該地方公共団体において判断されることとなります。よって、学校教育に支障のない範囲において有休施設を使用することは、地方公共団体の判断により可能ですので、まずは該当の学校を所管する地方公共団体に問い合わせていただくことよろしいかと考えます。そのほかにか考えられている支援措置がありましたらなりとご相談ください。			1 0 5 5 1 2 2 0	(株)パソナ グループ キーネット	13 東京都	文部科学省	

規制の特例措置に係る拡充提案・関連提案

管理コード	規制の特例措置の番号・名称	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案の別	提案内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	提案事項管理番号	規制の特例措置の番号・名称	提案主体名	特区の名称	特区との関係	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
0830010	920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	学校給食法 市町村立学校給食負担法	学校給食法第5条の3において、義務教育諸学校又は共同調理場において学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員等の資格要件等について規定されています。また、学校教育法第28条及びこれを準用する条項において、義務教育諸学校に栄養教諭を置くことができますこと、栄養教諭の職務として栄養の指導及び管理をつかさどることが規定されています。	2 関連提案	給食の外部搬入について、給食の調理・搬入委託先として学校給食センターを活用する場合に、保育所入園児童の給食の献立・栄養管理・食育等の管理・指導に学校の栄養教諭が携われるようにする。	保育所の給食の献立作成や園児に提供する栄養素量の管理、食育等の実施にあつては、専門的知識を有する栄養士を配置するのが効果的かつ効果的である。保育所給食の調理・搬入委託先として学校給食センターを活用する場合に、栄養士の資格を有し、学校給食の献立や栄養素量の管理等を行う栄養教諭を保育所の給食業務に活用したいと考えているが、栄養教諭は学校給食等により学校の教育職員として位置づけられ、市町村立学校職員給与負担法により都道府県が給与費を負担しているため、栄養教諭が保育所の給食業務に携わることが困難な状況にある。栄養教諭が保育所の給食業務に携わることが出来れば、保育所独自で栄養士を確保する必要がなくなり、人員の削減につながるばかりでなく、幼児期からの一貫した食に関する管理と食育の実践により児童の正しい食習慣の定着に資すると考える。	D	-	学校給食法上の規定は、栄養教諭が保育所の給食業務に携わることができることを妨げるものではありません。保育所給食の調理・搬入委託先として学校給食センターを活用する場合、学校給食調理等の本務の遂行に支障が出ないよう十分に注意し、給与費を負担する都道府県と調整した上で、栄養教諭を保育所の給食業務に携わらせることは可能であると判断します。 なお、市町村費負担教職員任用制度により、市町村が独自に栄養教諭を任用し、当該栄養教諭が保育所の給食業務を兼職することも可能です。		2006010	920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	大野町	心豊かな給食特区	1 認定自治体	21 岐阜県	総務省 文部科学省 厚生労働省	